

(ID:764) 交通費の調整について(その4) (旅費管理(オンライン)) その他)

Q 単身赴任手当の支給を受けている職員で、自動車等により通勤手当の認定を受けている者が、自家用車の公務使用承認を受けて、家族の居住している実家等から用務地へ直行し、用務終了後、実家等へ帰宅した場合、交通費の調整は行う必要があるのか。

A 旅費条例第2条第1項第9号において、「出張とは、職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行すること」とされており、旅行命令の出発地は原則として勤務公署となりますが、旅行命令権者が居住地と勤務公署・用務地との位置関係や用務の開始・終了時間等を総合的に勘案し、経済的、合理的であると判断した場合についてのみ、例外的に居住地を出発地又は到着地として取り扱うことができることとしております。ここでいう「居住地」、通勤手当と旅費の調整の対象としている「居住地」とは、通勤届、住居届において届出がなされている生活の本拠地(住民票上の住所)のことを意味しますので、ご質問のある単身赴任者の場合には、単身赴任先の住所が居住地となります。したがって、家族の居住している実家等(以下「実家等」という)から用務地へ直行した場合には、実家等～用務地間(往路)は居住地発に該当しないため、交通費の調整は必要ありません(旅費条例第10条により、勤務公署～用務地間、実家等～用務地間の旅費のうち低廉な方を支給する)。また、帰路のうち用務地～実家等間は、あくまでも私事旅行であり、旅費の支給はできませんが(そもそも実家等を発着地とする命令を発することはできず、また、公務によるものとは認められないので、旅行命令の変更を認めることもできないため)、実家等～勤務公署又は居住地間の旅行は、公務によるもの(通常勤務公署～用務地間の旅行命令の帰路に該当)となりますので、当然、旅行命令に従った範囲内で支給対象となります。ただし、実家等から居住地へ直帰した場合には、居住地着の旅行となるため、旅費の調整が必要となります。

<往路> 実家等 → 用務地 : 旅費条例第10条を適用し、旅費の調整なし

<復路①> 用務地 → 実家等 : 私事旅行のため旅費の支給なし

<復路②-1> 実家等 → 勤務公署 : 交通費の調整なし

<復路②-2> 実家等 → 居住地 : 居住地着の旅行のため、交通費の調整あり

質問者：総務部 人事課  
回答者：総務部 人事課  
回答日：[2011/11/11]

印刷